

開 会 午後0時59分

●あおいひろみ委員長 ただいまから、財政市民委員会を開会いたします。

報告事項であります、特にございませぬ。

それでは、議事に入ります。

最初に、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算第1号中、関係分及び議案第4号 令和7年度札幌市公債会計補正予算第2号の2件を一括議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●白石財政部長 初めに、議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算第1号につきまして、ご説明をさせていただきます。

この補正予算は、北5西1・西2地区再開発事業の既存建築物の解体に係る補助など、新たに国庫補助等の見通しを得たもの、また、令和8年度から適用される税制改正に伴うシステム改修など、年度内に新たに予算措置の必要が生じたものなどについて、追加するものでございませぬ。

このうち、本委員会に付託されます財政局関係分といたしまして、歳入でございませぬが、補正予算に必要な財源につきまして、23款 繰越金について、7億1,230万円を追加するものでございませぬ。

次に、歳出でございませぬが、2款 総務費のうち3項 税務費につきまして、税制改正に対応するためのシステム改修費2億7,000万円を追加するものでございませぬ。

続きまして、議案第4号 令和7年度札幌市公債会計補正予算第2号について、ご説明をさせていただきます。

この公債会計の補正予算は、一般会計の補正に伴う市債等の整理を行うものでございませぬ。

●米森文化部長 私から議案第1号 令和7年度札幌市一般会計補正予算第1号のうち、市民文化局関係分についてご説明いたします。

2款 総務費、2項 市民生活費のうち、文化芸術振興費について、企業版ふるさと納税による

寄附を財源に、札幌芸術の森美術館で、北海道ゆかりのアーティストの作品を展示する企画展を開催するため、事業主体である札幌市芸術文化財団への補助金の支出に要する経費を追加するものでございませぬ。

●あおいひろみ委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第1号中、関係分及び第4号の2件を可決すべきものと決定することにご異議はございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 異議なしと認め、議案2件は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 札幌市税条例の一部を改正する条例案を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●柏原税政部長 私から、議案第7号 札幌市税条例の一部を改正する条例案について、資料に沿って説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴うものでございませぬ。

その主な内容でございませぬが、まず個人市民税につきましては、特定親族特別控除に係る規定を新たに設け、該当する親族等を有する納税義務者の前年の総所得金額等から、条例に定める控除額を控除することとし、併せて、これに伴う所要の規定整備を行います。

次に、固定資産税につきましては、都道府県知

事の承認を得た地域経済牽引事業計画に従って、当該事業を行う一定の施設に対して、課税免除の適用期限を3年延長いたします。

また、市街地再開発事業に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長するとともに、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、申告方法を見直した上で、その適用期限を2年延長するなどの改正を行います。

最後に、市たばこ税につきましては、加熱式たばこに係る課税標準について、重量要素のみによって、紙巻きたばこへ換算する方式を採るとともに、その算定数値を変更するなどの特例を定めます。

●あおいひろみ委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●かんの太一委員 私からは、大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の延長、及び加熱式たばこの課税方法の見直しに関連して、質問をさせていただきます。

まず、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置の延長についてお伺いいたします。

築40年以上のマンションが、今後急激に増加する見込みでありますけれども、必要な大規模修繕工事が行われない場合、外壁の剥落など、居住者や周辺住民の生命・身体に被害を生じさせかねない事態が発生するおそれがあります。

しかし、多くの高経年のマンションにおいては、入居者の高齢化や、近年の工事費の上昇により、修繕積立金が不足していると言われておりまして、マンション建て替えのハードルも高い状況にあります。

このため、マンションの長寿命化に向け、修繕積立金の確保や、適切な時期の大規模修繕工事实施に係る管理組合の合意形成を後押しすることを目的として、令和5年度税制改正により、固定資

産税の減額措置が新たに設けられ、2年が経過をしたところであります。

そこで質問であります。大規模修繕工事を行ったマンションの減額措置について、その具体的内容及び本市における適用実績をお伺いいたします。

●柏原税政部長 2点のお尋ねがございました。

初めに、大規模修繕工事を行ったマンションの減額措置の具体的な内容につきまして、お答えをいたします。

減額措置の対象となるマンションは、新築後20年以上経過し、10戸以上であること、長寿命化工事を過去に1回以上、適切に実施していること、修繕積立金の引上げを行ったこと等の所定の要件を満たすものとなっております。

対象となるマンションが、2回目以降の長寿命化工事を実施した場合、工事が完了した日の翌年度の家屋分の固定資産税について、1戸当たり100平方メートル相当分を限度として、2分の1を減額することとしております。

次に、この減額措置の本市における適用実績についてお答えをいたします。

令和6年度の減額措置の適用を受けたマンションは、1棟で124戸、税額は446万9,000円となっております。

また、令和7年度の適用実績は、マンション7棟で339戸、税額は1,259万6,000円となっております。

●かんの太一委員 今のご説明で、令和6年度は1棟で124戸、令和7年度が7棟で339戸ということで、減額措置が適用されたというご説明でありました。

この減額措置でありますけれども、マンションの区分所有者が個別に申告を行う必要があると認識をしているところであります。

今回は減額措置の延長に加えて、申告方法についても制度改正が行われますが、この改正点の内

容がどのようなものなのかお伺いいたします。

●**柏原税政部長** 申告方法に係る改正点につきまして、お答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、これまではマンションの区分所有者が、個別に申告を行う必要がございましたが、今回の改正によりまして、これまでの方法に加えまして、マンション管理組合が必要な書類を取りまとめて申告した場合にも、減額措置を受けることが可能となったところでございます。

●**かんの太一委員** 今のご説明で、これまでの方法に加えて、管理組合が取りまとめて申告した場合も減額措置が取られるようになるということでありました。この改正により、高齢者など申告が難しい入居者の利便性が向上し、マンション入居者にとって大きなメリットになると考えるところであります。

今後もマンションの適切な維持管理が促進されるよう、引き続き市民に対して、制度の周知や広報に努めていただくことを求めまして、この質問を終わります。

続きまして、加熱式たばこの課税方法の見直しについてお伺いをいたします。

札幌市のたばこ税収は、令和5年度、2023年度決算額で、163億9,200万円と貴重な財源であると認識しているところであります。

従来は、たばこといえば、細かく刻んだたばこの葉を紙で細長く巻き上げた、紙巻きたばこが一般的でありました。しかし、近年は、たばこの煙の臭いがせず、灰も出ないといった特徴が消費者に好まれ、たばこの葉を燃焼させず、加熱により発生する蒸気を楽しむ加熱式たばこが広がっているところでもあります。

厚生労働省が実施する令和5年国民健康・栄養調査を見ると、20代、30代では、紙巻きよりも加熱式の利用者のほうが多い状況となっておりまして、

このたびの税制改正は、利用者が増えている加熱式たばこの課税方法に関するものでありまし

て、市民の関心も高いものと受け止めているところであります。

そこで、確認の意味も込めて質問ですが、加熱式たばこの課税方法の見直しの背景と、具体的な見直し内容についてお伺いをいたします。

●**柏原税政部長** 2点のお尋ねがございましたけれども、初めに、加熱式たばこの課税方法の見直しの背景につきまして、お答えをいたします。

加熱式たばこは、紙巻きたばこと比べて税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえまして、課税の適正化の観点から見直しが行われるものでございます。

次に、具体的な見直しの内容についてお答えをいたします。

加熱式たばこは、紙巻きたばこの本数に換算して課税をしておりますけれども、その換算する方式を、これまでの重量と価格によるものから、重量のみに見直すことで、加熱式たばこの税負担水準の引上げを行うものでございます。

なお、課税方法の見直しは、激変緩和等の観点から、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施することとしております。

●**かんの太一委員** 今、激変緩和ということとで、2段階で、令和8年4月と10月に実施することとでありました。利用者の方からすれば、負担が増すということとありますので、丁寧な対応を心がけていただきたいというふうに思います。

次に、この改正が、たばこ税収にどのような影響を与えるのかについてお伺いをいたします。

一般的に、商品は価格が上がると消費が減少するという相関関係があり、生活必需品と比べると、ぜいたく品や趣味に関するものなどは、消費の減少が大きくなる傾向にあります。

たばこは生活必需品でないものの、消費への影響が小さく、このたびの改正も増収の方向に働くことが予想されているところであります。

そこで質問であります、課税方法の見直しに

よる札幌市のたばこ税収への影響額についてお問い合わせをいたします。

●**柏原税政部長** 課税方式の見直しによる本市たばこ税収への影響額についてお答えをいたします。

国は、このたびの課税方法の見直しによる影響額について、全国の市町村全体で、年間96億円の増収と見込んでいます。

これを参考といたしまして、本市への影響額を試算いたしますと、年間で1億6,000万円程度の増収となることが見込まれるところでございます。

●**かんの太一委員** 全体としては96億円の増収ということで、それを割り返すと、札幌市では1.6億円という増収になるというご説明でございました。

冒頭で厚生労働省の調査のことについて言及をさせていただきましたけれども、2013年に19.3%であった喫煙率、これは全国の数字でありますけれども、2023年には15.7%ということで減少しているところであります。

消費者は減少しておりますけれども、本市にとっても貴重な財源でありますので、制度改革など、国の動向を注視しながら、これからも本市のまちづくりのために有効に活用していただくことを求めまして、私の質問を終了いたします。

●**あおいひろみ委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●**あおいひろみ委員長** なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●**あおいひろみ委員長** なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第7号を可決すべきものと決定することに

ご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●**あおいひろみ委員長** 異議なしと認め、議案第7号は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 和解に関する件を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●**田口市民生活部長** 議案第25号 和解に関する件についてご説明いたします。

本議案は、令和5年第3回定例会において、訴えの提起の議決をいただきまして、訴訟提起したアイヌ住宅新築資金等貸付の債権回収に係る和解に関するものでございます。

札幌市は、被告A及び被告Bに対し、両名が連帯保証している貸付金の返済を求めてまいりましたが、これらの者からの任意での支払いの見込みが立たないため、両名を相手取り、令和5年10月に、保証債務の履行を求める訴訟を提起いたしました。

このうち、被告Aにつきましては、令和6年1月に、本市の主張を全面的に認める判決が言い渡されたところでございます。

一方、被告Bにおきましては、令和7年3月に、札幌地方裁判所から今回の和解案が示されているところでございます。

この和解案の内容につきましては、1 被告Bが札幌市に対し約1,270万円の支払義務があると認めること、2 被告Bは、このうち約819万円を令和7年12月1日までに分割して支払うこと、3 被告Bが2の分割金の支払いを怠り、その合計額が200万円以上となった場合は、支払う義務を負う約1,270万円から、支払済みの金額を控除した金額等を直ちに支払うこと、4 被告Bが、約束どおり約819万円を分割して支払い終えたとき、札幌市は残りの支払義務を免除することの4点でございます。

このことにつきまして、既に被告Bのほうからは同意の意向が示されており、1 訴訟提起の目的であった自主的な償還が達成され、かつ早期の

債権回収が実現すること、2 返済の原資が明確であり、確実な弁済が見込めること、3 訴訟提起した金額は、被告Bとの和解金によらず、残った分は被告Aに対して、判決に基づく請求手続が可能であること。

以上の点を考慮いたしまして、本件和解案に同意すべきと考え、今回の和解案に係る議案を上程させていただいたところでございます。

●あおいひろみ委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第25号を可決すべきものと決定することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 異議なしと認め、議案第25号は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時18分

再 開 午後 1 時20分

●あおいひろみ委員長 委員会を再開いたします。

次に、第5次市民自治推進会議の答申（新たな市民参加の仕組みづくり）についてを議題とし、資料に基づき、理事者から説明を受けます。

●知野市民文化局長 本日は、第5次市民自治推進会議の答申についてご報告させていただきます。

す。

本答申につきましては、附属機関であります第5次市民自治推進会議におきまして、よりの確な市民意向の把握や市民意見を市政へ反映するための手法についてご議論をいただき、本年5月19日に答申をいただいたところであります。

それでは、答申の概要につきまして、市民自治推進室長の奥木からご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●奥木市民自治推進室長 私から、第5次市民自治推進会議の答申についてご説明をいたします。

本日の資料は、資料1の概要版と資料2の本書の2点でございます。

それでは、資料1の概要版をご覧ください。

資料の左上、まず現状の課題といたしましては、これまでも市政への参加機会は提供されてきてきてはいるものの、実際に意見を表明する市民が限られていること、市民からの意見収集は最終段階が中心になっており、参加機会に偏りが見られること、そして、これらを踏まえると、現在市に寄せられている意見は、全体としてバランスの取れた意見を収集できていない可能性があることの3点が挙げられています。

このような課題認識の下、会議では、仕組みの検討の方針を3点掲げました。

第一に、政策の背景や選択肢などについて正確な全体像を共有すること、第二に、サイレントマジョリティーを含む多様な市民意見を把握すること、第三に、政策形成の初期段階から市民参加を進めることです。

下に移りまして、こうした方針に基づき、目指す形としては、札幌市全体や将来を見据えた意見を持つ市民が増え、市民と行政が共に課題解決に取り組むことのできる仕組みとなっております。

その上で、資料の右上に移りまして、実際の市政課題である成人の日行事の在り方、いわゆる成人式をテーマに、市民参加のプロセスが政策形成

にもたらす影響を検証いたしました。

成人式は、主催者である各区実施委員会、参加する市民、そして市の立場によって、それぞれの考え方が異なる難しい課題です。

市としては、市民の意見等を基に論点を整理しつつ、誘導にならないように留意し、落としどころを決めない形で検討を進めました。

一連のプロセスのうち、まず意見収集の段階では、SNSを活用したアンケート等の調査と並行して、各区実施委員会へのヒアリングを実施いたしました。

この過程で得られたアイデアのうち、クラウドファンディングを活用して、式の参加者に記念品を配布する試みが、白石区と豊平区で実現しております。

その後、議論の段階では、意見収集の結果を踏まえ、論点を実施主体、開催場所、財源確保の3点に絞り、無作為抽出により、年齢、性別、居住地などの属性を考慮して構成された市民同士が熟議するミニ・パブリックスの観点を取り入れた市民会議を2回開催いたしました。

会議では、地域の課題、他都市事例、市の財政状況など幅広い情報を提供し、正確な情報に基づいた議論が可能となるよう配慮いたしました。

会議の結果として、点線の矢印の右下をご覧ください。実施主体に関しては、①の新成人を実施委員会に加える、開催場所に関しては②の区単位での開催継続、財源の確保に関しては③の行政による補助を増やすという意見が多い結果となりました。

これらの結果を受けまして、今後の成人式の方向性を、若者の参画の視点と、新たな財源の確保を検討の柱として、各区とも調整しながら進めているところでございます。

上のほうの検討プロセスのほうに戻りまして、フィードバックの段階では、市民会議の結果を報告書にまとめて公表し、19歳の方に対して、市民会議の結果をお知らせしつつ、追跡の調査も実施

いたしました。

資料中央の緑の網かけ部分をご覧ください。

この検証から得られた知見としては、SNSアンケートやミニ・パブリックスといった手法は、市政への関与が少なかった層にとって参加のきっかけとなり得ること、また、段階的に市民の意見を収集して論点を整理し進めていく方法は、市民が主体的に自身の考えや議論を深めていくことや、行政として想定していなかった新たな視点を盛り込むことが可能であると分かりました。

この実践を踏まえ、下段に進みまして、答申では、次の3点の提言がなされています。

1点目は、サイレントマジョリティーへのアプローチモデルと政策形成プロセスモデルの導入です。

サイレントマジョリティーへのアプローチモデルは、市民に関心度と行動意欲で4層に分類し、それぞれに効果的な手法でのアプローチを推奨するものです。

ピラミッドの図の①積極参加層には参加の継続を促進する、潜在参加層のうち②負担軽減型にはSNSの活用などで負担を軽くする、③きっかけ型には参加意欲を持ってもらうようなテーマ設定や情報提供など、魅力的な条件を用意して参加を依頼する、④沈黙層には中長期的な観点で市民参加の意識醸成を行い続けるというアプローチを継続的に行うことで、多様な意見を把握していくべきという提言になっております。

続いて、中央の政策形成プロセスモデルについてです。意見収集、議論、確認の各段階を繰り返すことで、ループしながら、柔軟に政策案を形成していくためのモデルです。

例えば意見収集ループでは、SNSアンケートなどで広範な意見を収集し、議論ループでは、市民会議で論点を掘り下げた上で、行政が実現可能性などを踏まえて立案し、議会での議論や確認、決議を経て、実行に移していく流れとなります。

提言の2点目は、市民参加推進ガイドラインの

策定です。

1 点目の提言等の実効性を確保するために、様々な市民参加の手法や運用ルールを明記したガイドラインを策定すべきというものです。

これにつきましては、今後、さらに市民参加のプロセスの検証を深めた後、実運用に向けたルールを整理し、令和8年度中の策定を検討してまいります。

提言の3点目は、市民参加を支える仕組みの整備です。

市民参加を持続可能にするための観点からの提言で、4点の取組が提示されています。具体的には、登録制で継続的な意見収集を行う市民サポーターズ制度、市民が議論を支える役割を担う市民ファシリテーターの育成、将来を担う若年層の参加促進、政策形成プロセスにおける情報提供とフィードバックの充実と、そのチェック体制の整備です。

資料1の最後、右下にあります今後に向けてですが、答申においては、市民参加の仕組みは、一度確立すれば完結するものではなく、実践を重ねながら、継続的な見直しと改善を図ることが重要という指摘をいただいております。

資料2の本書につきましては、説明は割愛させていただきますが、答申の全文と会議で使用了資料でございます。

●あおいひろみ委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

●藤田稔人委員 ただいま、第5次市民自治推進会議の答申について説明があり、新たな市民参加の仕組みの提言内容などが示されたところでございます。

我が会派はかねてより、住民自治の拡充方策として、市民への丁寧な聴取が重要である一方で、行政としての公平性や持続可能性を損なうことがないよう、全市的な利益を考慮した上で、最終的な意思決定を行うことが肝要であるということを

指摘してまいりました。

改めて申し上げるまでもなく、市長も我々議員も、選挙では有権者に対して公約を掲げており、政策の判断は、選挙で選ばれた市長が公約に基づいて立案し、市民の代表である議会が、その是非を審議するという議会制民主主義の基本的な仕組みの中で行われるものであると考えております。

また、全ての政策に、市民参加を一律に実施することが、必ずしも望ましいとは限らず、内容や性質に応じて、市長がリーダーシップを発揮し、行政としての説明責任を果たしながら推進していくことも必要であると考えております。

例えば、地元紙による調査では、現在、本市が推進するGX関連施策に対して、市民からの評価は低迷しているようですが、このような札幌市の将来のまちづくりに関わる重大案件については、政治判断で推進すべきものであります。

しかし、今回提案されている新たな仕組みについては、こうした市政運営の基本的な考え方の中における位置づけが曖昧であることに加え、従来、用いられてきた手法との違いや役割も不明確なまま、導入に向けた議論が先行している印象も拭えません。

そこで質問ですが、従前の市民参加手法にどのような課題があることから、この新たな市民参加の仕組みを検討しているのかお伺いいたします。

また、この新たな仕組みと、議会制民主主義の枠組みの関係性について、どう位置づけるつもりなのか、お伺いさせていただきます。

●奥木市民自治推進室長 2点ご質問いただきましたうち、まず新たな仕組みを検討する前提となる従前の市民参加手法の課題について、お答えをいたします。

従来の手法につきましても、政策形成プロセスに市民意見を取り入れる手段として、一定の役割を果たしてまいりましたが、例えば代表的な手法であるパブリックコメントは、参加のタイミングが限定的であること、また、多くの市民がいわゆる

るサイレントマジョリティーであり、意見を表明する方が限られるため、全体としてバランスの取れた意見を酌み取れていない可能性があることを、課題として認識しております。

加えまして、情報技術の急速な進展やライフスタイルの変化により、情報発信の方法や、市民が市政に関与する方法が多様化しつつあることから、時代に即した新たな市民参加手法の検討を行ってきたところでございます。

次に、新たな仕組みと議会制民主主義の枠組みの関係性における位置づけについてのご質問にお答えいたします。

市長が提案した政策を選挙で選出され、住民の負託を受けた議会で審議、決定いただき、執行機関が実行する枠組みは、地方自治の根幹であると認識しております。

今回答申で示された新たな市民参加の仕組みは、議会へ政策を提案するに当たり、よりの確に市民の意向を把握、反映した市民の納得感のある政策案を形成していくための手段として位置づけているところでございます。

●藤田稔人委員 次に、誰の声をどのように集めるのかという点についてお伺いさせていただきます。

現状は答申で指摘されているように、積極的に声を上げる方々の意見が注目されやすい傾向にある一方で、様々な制約から、市政に関心はあるけれどもなかなか意見を表明する機会を持てない方々などの、いわゆるサイレントマジョリティーの声が十分に届いていないと考えているとのことでした。

特に市政は、一部の市民のためにあるのではなく、社会を支え、負担を担う立場にある納税者の意見を的確に把握し、反映していくことは、政策の公平性や持続可能性を担保する上で欠かすことはできないものでありますが、日中は働いているなどの制約から意見を言うことはもちろん、自ら進んで市政情報を収集することは、現実的に難し

いのが現状でもあります。

また、受益と負担が分かれるような政策において、特定の立場の方々の声だけが大きく取り上げられると、政策判断そのものがゆがんでしまうおそれがあります。市民参加の仕組みを実効性のあるものとするためには、こうした参加者の偏りをいかに是正するかが極めて重要であります。

そこで質問ですが、新たな仕組みにおいて、政策の公平性を担保するために、どのように参加者の偏りを防ぐつもりなのか、お伺いさせていただきます。

●奥木市民自治推進室長 政策の公平性を担保するために、参加者の偏りを防ぐ対策についてお答えをいたします。

偏りのない参加による多様な意見を把握するためには、日常的に市政へ接点を得ることが難しい方々にとって、より参加していただきやすい手法を採用するとともに、その結果を適切に分析していくことが必要であると認識しております。

今回の答申では、ふだん働いていて、市政に参加する時間のない方々を含む潜在参加層への効果的なアプローチ手法も推奨されており、例えばSNSを活用したアンケートでは、30代から50代の方や、ふだん市政に言う機会のない方の声も多く収集できるという実績があることから、積極的な活用を検討してまいります。

また、寄せられた多様な意見から、年齢や居住地、職域といった属性の分析を多面的に行うことで、偏りが無いことを確認しながら、バランスの取れた意見の把握ができるような調査手法を検討してまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員 ただいまSNSの活用といった言葉もございましたけれども、市民参加の取組を通じて得られる多様な意見、特に様々な調査手法から得られる数字や傾向は、その一つ一つが尊重されるべき貴重な情報であります。

その上で、政策形成の複雑な過程においては、これらの情報をどのように評価し、最終的な意思

決定に結びつけていくのか、その判断基準とプロセスが非常に重要でございます。

例えば、市民の意識傾向を捉えるアンケート調査の結果と、特定のテーマについて深く掘り下げたワークショップでの議論の成果は、おのずとその性質や意味合いが異なります。このため、異なる性質を持つ情報をいたずらに比較したり、単純な多数決のように扱ったりすることは、かえって寄せられた意見の本質を見誤るおそれがあります。

そこで質問ですが、市民参加によって得られる調査結果や意見の傾向をどのように捉え、どのように政策判断に活用していくのか、お伺いさせていただきます。

●奥木市民自治推進室長 市民参加による調査結果などの傾向把握及び政策判断への活用について、お答えをいたします。

調査結果は、検討の段階に応じて、その活用方法や役割が異なるものと認識しており、例えば政策形成の初期段階では、意識傾向の把握や論点の絞り込みのために活用し、論点を踏まえて、さらに情報提供や議論が進んだ段階では、政策案の最終的な方向性を見いだすために活用するといった役割が考えられるところでございます。

このため、調査の透明性を高めるためにも、政策形成のプロセスを設計する際に、どの段階でどのような調査を行うか、目的や結果の活用方法も含め、あらかじめ明確にしておく必要があるものと考えております。

また、市民のご理解と納得を得られる政策案を作るためには、調査で得られた市民の声をどのように受け止め、それが最終的に政策案にどのように活用されたのか、あるいは反映できなかった場合には、その理由についても丁寧に説明していくことが重要であると考えているところでございます。

●藤田稔人委員 最後に、これまで答弁いただいた考え方をどのように実際の運用に結びつけて

いくのかという点について確認させていただきます。

答申では、市民参加を推進するためのガイドラインの策定が提案されているところでありますが、その詳細については具体的に何も示されておりません。

例えば、成人の日行事の在り方検討プロセスについてですけれども、今年、白石区では、クラウドファンディングを試行して、記念品を作成したということで、しろっぴーのマスコットの絵のついたタンブラーが参加者に配られておりましたけれども、これは今年、大変好評でございました。

そういった参加者の利益を高めるということに関しては大変有効だったかもしれませんが、今回のこのプロセスにおける会議の参加者のほうからは、この件は行政と議員で議論するだけで十分で、市民参加という手法を用いなくてもよいのではないかという懐疑的な声も聞こえてきており、本当に必要な場合のみ、このような市民参加手法を用いるべきではないかとも考えております。

これまで指摘したように、これまでの手法と新たな仕組みとの違いや役割分担の明確化、政策の性質に応じた市民参加の要否と手法の判断基準といった点について、一定のルールがなければ、行政としての公平さを欠き、恣意的で、都合のよい判断によって運用されていると受け止められかねません。

そこで質問ですが、この新たな市民参加の仕組みを運用する上で、市としてガイドラインにどのような運用ルールを規定しようと考えているのかお伺いさせていただきます。

●奥木市民自治推進室長 ガイドラインにおける運用ルールの規定内容について、お答えいたします。

ガイドラインにおきましては、公平性や透明性の観点から、調査や会議といった手法ごとの考え方や適用の判断基準、得られる情報の扱い方をあ

らかじめ明確に定めておくことが重要であると認識しております。

そのためには、答申で示された基本的な内容を踏まえつつ、昨年度の成人の日行事の在り方検討に続いて、一層の実践を重ねていく必要があると考えており、今年度は、持続可能な雪対策の在り方検討における各種の意見把握や市民議論の手法について分析を行い、ガイドライン作成に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

さらに、その検討に当たっては、行政内部の検討にとどまらず、外部の有識者による懇話会を設置し、客観的な視点や専門的な分析を加えてまいりたいと考えているところでございます。

●藤田稔人委員 最後に指摘させていただきますが、まず市民参加の前提として2点。

まずは、決して議会制民主主義を否定することがあってはならないのは言うまでもないことですし、時には市長の強力なリーダーシップの下に、迅速な政治的意思決定が重要なこともあります。そういったことは基本であると思っておりますので、決して忘れることのないようお願いいたします。

次に、市民参加におきましては、特定の偏った意見、声の大きい人の意見だけが通るようなことのないよう、十分に留意する必要があります。単に市民の意見聴取をするだけではなく、市民に対して適切に情報を提供し、市民が当該政策について学びを深め、対話と熟議を交わすことが肝要であります。

そういった前提の上で、この新たな市民参加の仕組みのように、特に市民が直接対話し、意見を出し合うワークショップなどの場面においては、多様な意見を丁寧に引き出し、参加者一人一人の考えや思いを尊重する質の高いファシリテーションが不可欠でもあります。

市の主催するワークショップで、まちづくりコーディネーターの林匡宏氏が、絵を描きながら参加者の意見を巧みに整理し、声の大きな意見だ

けではなく、控えめな参加者の小さな声や、その奥にある真意も酌み取り、議論を深めていく様子を拝見し、これこそ新しい市民参加手法であると感銘を受けたこともございました。

さらには、林匡宏氏のワークショップの参加者は、まちづくりの本当の楽しさに触れ、サイレントマジョリティーから積極参加層に転嫁しており、現在、若手経営者や大学生、高校生など、若年層を中心に、今まで市政に参加していなかった方、あるいは参加するのが難しかったような方が、様々な場面で活躍しております。

参加者の思考を整理し、対話と熟議を促進し、創造的なアイデアを引き出す手法は、まさに答申で示されているような、市民と共に課題を解決していく仕組みを実現する上で有効であると考えております。

今後の市民参加プロセスの実践に当たり、単に意見を集めるだけではなく、参加者が主体的に考え、対話と熟議を重ね、相互理解を深めることができるよう、専門的なスキルを持つファシリテーターの積極的な活用や、手法の導入を検討していただきたいと考えております。

そして最後に、繰り返しになりますが、本件につきましても、ガイドラインの作成が非常に重要となり、どのような市民参加手法を採るのが最適なのか、運用ルールを明確にし、それぞれの手法に目的を持ちながらも、決して行政にとって恣意的で都合のよいものとならないよう、十分にご留意いただきながら、今後の議論を進めていただきたいと思います。

●かんの太一委員 私からも、新たな市民参加の仕組みについて質問をいたします。

今回の答申において、政策形成の初期段階から市民の意見を聞き、それを政策に反映していくというプロセスが明示されたことは、我が会派がこれまで主張してきた考え方に通じるものがあると受け止めておりまして、評価をするところであります。

特にSNSをはじめとして、情報の発信方法が多様化し、その情報の信頼性が見極めが困難になっている中において、行政からの正確な情報に基づき、市民同士が対面で熟議する場を提供することを通じて、政策への納得感でありますとか、信頼感を高めようとする姿勢は、時代の要請に即したものであると考えているところであります。

一方で、これまでも新たな仕組みを運用していく上で、庁内での統一的なルールの整備が不可欠であることを指摘してきたところでありまして、依然として、実際に各部局がこの仕組みを運用する際に、その実効性が担保されるのかという点は、課題が残るものと捉えているところであります。

そこで質問ですが、この新たな仕組みの考え方やルールをどのように庁内に共有し、実効性を担保するつもりか、お伺いいたします。

●奥木市民自治推進室長 新たな仕組みの考え方やルールの庁内共有と、実効性の担保についてお答えいたします。

市民参加は、あらゆる政策や事業に必要な観点でありますことから、これまでも庁内各部署においてその機会を設けてきたところでございますが、情報発信・収集の多様化などを踏まえ、より効果的な参加の仕組みを庁内で統一的に運用していくことが重要と考えております。

まずは答申で示された考え方を庁内で共有し、改めて市民参加の必要性和、新たな仕組みの運用に向けたガイドラインの策定といった今後の検討の方向性を周知してまいりたいと考えております。

今後は運用ルールの検討を進めますとともに、答申にも指摘のあるように、ルールが適切に遵守されているかを確認、評価する体制の整備についても検討していくことで、実効性の担保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

●かんの太一委員 ガイドラインをこれから策定するということなので、その中でルールの明確

化ということをしつかりと図っていただきたいというふうに思います。

次に、新たな仕組みの具体的な進め方についてお伺いをいたします。

答申の理念は、非常に意義のあるものと捉えておりますけれども、あくまでまだ試行する段階にあり、ノウハウを蓄積するための言わば成熟期間が必要であるというふうに考えるところであります。

この仕組みを全ての政策に性急に適用するのではなくて、まずは仕組みと親和性が高いと考えられる政策や事業から、モデルケースとして一つ一つ丁寧に取り組み、実績を積み上げていくことが肝要であると考えます。その上で、適用範囲を広げ、徐々に定着させていくことが重要であります。

そこで質問ですが、今後、新たな仕組みをどのように実践し、定着を図っていくつもりか、お伺いいたします。

●奥木市民自治推進室長 新たな仕組みの具体的な実践と定着について、お答えいたします。

答申では、政策形成プロセスモデルは全ての事業に適用するものではないとされているほか、ガイドラインは定期的な見直しが必要とされておりますことから、実践と改善を重ねながら、段階的に適用範囲を広げていくことも重要であると認識しております。

現在、進めております持続可能な雪対策の在り方検討につきましては、新たな仕組みを実践するモデルケースとして、SNSアンケートや無作為抽出によるアンケート、ミニ・パブリックスなど、複数の手法を組み合わせ、市民参加を進めていくことを想定しておりまして、各手法の効果の分析を丁寧に行いたいと考えております。

今後も継続的に検証を積み重ねていくことを通じて、仕組みの精緻化を図りながら、着実に定着を図ってまいりたいと考えているところでございます。

●**かんの太一委員** 今、雪対策のことについて言及があり、様々な手法を使って、それらで出てきたものをきちんと分析していくということだったと思うんですけども、そのいろんな手法を使うのはいいんですけども、実際に、そこから何が読み取れるのかといったことを、まさに分析ですけれども、そういうことをしっかり丁寧にやっていていただきたいというふうに思うところがあります。

答申では、サイレントマジョリティーのアプローチモデルとして、積極参加層、潜在参加層、沈黙層に分類し、それぞれの特徴に応じたアプローチの層が示されているところがあります。例えば、積極参加層は参加継続してもらう仕組み、潜在参加層には参加する負担を軽減することや、きっかけを提供すること、沈黙層には中長期的な視点で意識醸成をすることが提案されているところがあります。

また、市民参加を支える仕組みとして、市民サポーター制度や、市民ファシリテーターの育成などについても併せて提言があり、各種の取組を通じて、市政への参加の裾野が広がること自体は歓迎するところがあります。

しかしながら、政策に関する正確な情報提供や理解の促進が不十分なままに、形式的に参加だけが促されるような状況が生じてしまいますと、かえって公平性が損なわれる懸念がございます。

こうした観点から、より中立的で、多様な視点を取り込まれるような情報提供の在り方や参加の設計、運営の工夫が必要であると捉えているところがあります。

我が会派としては、これまで、例えば民間事業者を巻き込みながら、意見交換を通じて課題を共有し、解決策を模索していくことの重要性も指摘させていただいていたところがあります。

そこで質問ですが、各種の市民参加の取組を進めるに当たり、参加者の意見の偏りを防ぎ、サイレントマジョリティーを含む多様な声を公平に把

握するための方策についてお伺いをいたします。

●**奥木市民自治推進室長** サイレントマジョリティー層を含む多様な声を公平に把握する方策についてお答えをいたします。

意見の偏りを防ぐためには、政策を必要とする背景や課題、考えられる選択肢と、それぞれのメリットやデメリットなどにつきまして、正確な情報提供が重要であると認識しております。

その上で、潜在参加層の参加を促していくために、SNSによる広報・啓発や、無作為抽出によるきっかけづくりなどによって、継続的な参加意識の醸成を行っていきますとともに、企業などの団体を巻き込んでいくことにつきましては、このたびの市民自治推進会議の議論においても、より多くの方に市政を自分事として捉え、参加していただくために必要と指摘されていることから、団体への協力を求める観点についても検討してまいりたいと考えております。

●**かんの太一委員** 最後に要望でございますけれども、この答申の概要の最後のほうにも書いてありますが、今後に向けてということで、令和8年度中にガイドライン策定なども、今、検討されているところでもありますけれども、一度こういうガイドラインなり、ルールなりを策定したとしても、やはり市民参加そのものが時代の要請によって変わってくることもありますので、不断の見直しと、こちらにも書いてありますけれども、一度確立すれば完結するものではないということでもありますので、市民の意向をしっかりと把握するためのトライ、それをしっかりとしていくことと、エラーもあると思いますので、その辺をしっかりと積み重ねていていただきたいというふうに思います。

また、市民や企業の協力も得ながらということでもありますけれども、特に若い世代の方々にも、議論の場に積極的に参加してもらうことで、新たな視点でありますとか、ニーズを丁寧にくみ上げることのできる仕組みにしていきたいという

ことを申し述べまして、私の質問を終了いたします。

●森山由美子委員 新たな市民参加の仕組みづくりについて、私からも質問をさせていただきます。

我が会派は、これまでも小さな声を聞く力を大切にする政党として、十分に政策形成の場に届いてこなかった声に光を当てることの必要性を一貫して主張してきたところではありますが、今回は、まさにそれを仕組みとして提起していただいたことは評価いたします。

一方で、答申では、行政側の視点での仕組みづくりや政策形成プロセスの在り方については詳細に述べられているものの、肝心の主役である市民が、このプロセスに参加することで何を得られるのか、市民の立場になり考えると、やや不明瞭だと感じているのも率直なところでございます。

市民にとって、参加には時間も労力もかかることから、その負担に見合うだけの手応えややりがいを感じられなければ、結局は一部の関心の高い方々の参加にとどまり、答申が目指すような持続可能な市民参加にはつながらないのではないかと、いうことを懸念しております。

そこで、まず質問ですが、この新たな仕組みを通じて、市民が市政に参加してよかったという実感を持ってもらうために、どのような工夫を行うつもりか伺いたいします。

●奥木市民自治推進室長 市民が市政に参加してよかったと認めていただくための工夫についてお答えいたします。

新たな市民参加の仕組みを実効性のあるものにするためには、市民が参加してよかった、意見が生かされた実感していただくことが不可欠と認識しております。

昨年度実施した未来の成人式を考える市民会議のアンケートでは、参加者の約9割の方が参加されたことに満足され、同じく約9割の方が、次回も同様の会議があれば参加してみたいと回答が

あったところです。

このたびの答申では、市民参加の好循環を生み出し、持続可能なものとするために、市民サポーターズ制度といった継続的な参加を促す仕組みや、ガイドラインによる手法のルール化、意見の反映状況の見える化による意思決定の透明性の確保などが提言されており、今後検討や検証を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●森山由美子委員 今のご答弁では、市民が自分の意見が政策に生かされた実感できるように、意見の反映過程の見える化が必要であるという話がございました。

まさに市民参加の本質は、自分の出した意見が結論に結びつくことによって自分たちのまちをさらに住みやすいまちにしていけるのだという思いを育むことにあると考えます。

そのためには、参加した市民だけではなく、参加していない市民も含めて、政策というものがどうつくられていくのかを可視化し、継続的に共有できる仕組みが必要であると考えます。可視化することで、他者の意見の中で、世代間の仲間意識や、また、異なる意見や多世代の意見に対する気づきなども生まれます。

また、同じ札幌市に住む市民として、様々な意見が可視化されることで、自身の新たな参加のきっかけになることも期待されます。

例えば、進捗状況をタイムラインで示す、意見の反映状況を可視化する、市民自身が確認できるオンライン上のプラットフォームなど、デジタルを活用した分かりやすい情報提供の仕組みの重要性が増してくるものと考えます。

そこで質問ですが、今後、議論の進捗や政策形成の過程を市民と共有するための具体的な仕組みやツールの導入を進めていくつもりがあるのか、伺いたいします。

●奥木市民自治推進室長 議論の進捗や政策形成過程を市民と共有する仕組みについてお答えをいたします。

これまでもホームページやSNS等を活用した検討過程の情報共有に取り組んでいるところですが、答申では、デジタルプラットフォームの活用も検討するべきと指摘されているところでございます。

デジタルプラットフォームは、時間や場所の制約を超えた情報共有や意見交換、議論の過程の確認が可能であり、サイレントマジョリティー層の参加のきっかけにもなり得ることから、多くの利点があるものと認識しております。

今後は、他都市における先進事例や、本市に導入した場合のメリットと課題、市民の利便性などにつきまして、調査、研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

●森山由美子委員　ぜひとも今後は、市民一人一人が、自分の声が市政を動かす力になるという確かな実感を持つことができるよう、デジタルツールの活用などを含めた見える化や、丁寧なフィードバックを行う仕組みをできるだけ早期に確立していただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

●丸岡守幸委員　私からは、サイレントマジョリティーへのアプローチモデルについて伺います。

秋元市長が、このたびの市民自治推進会議へ行った諮問の理由の一つは、サイレントマジョリティーや無関心層なども含めた市民意識の把握であります。

物言わぬ多数派とも言われますが、市民意見を把握する間口を広げていくことは、限りある行政資源をめり張りを持って、効率的に投入する上で重要なことであり、そのためには対象を的確に把握し、対応策を練っていく必要があると考えます。

先日、「物言わぬ多数派」声把握を、という見出しで地元の新聞にも掲載されて、そのアプローチの手法も注目をされております。

そこで、まず最初の質問ですが、答申では、市

民の皆さんを、市政関心度と行動意欲により4層に分類しており、積極参加層、潜在参加層の負担軽減型ときっかけ型、沈黙層と区分をしておりますが、それぞれの層が占める割合をどのように捉えているのか、いかがか伺います。

●奥木市民自治推進室長　サイレントマジョリティーへのアプローチモデルにおける各層の割合についてお答えをいたします。

各層の割合につきましては、現在のところ、積極参加層を1割、潜在参加層のうち負担軽減型が4割、きっかけ型が2割、沈黙層を3割と捉えております。

この割合は、札幌市が毎年実施している指標達成度調査における市政の関心と参加意欲に関する設問への回答結果を基に推定したものであり、市民自治推進会議にも提示し、議論に当たっての前提として活用したものであります。

今後、各種アンケート調査を通じて、さらに各層の分類や特徴についての分析を進め、効果的なアプローチを行ってまいりたいと考えているところでございます。

●丸岡守幸委員　ただいま現在の想定をお答えいただきました。引き続き、サイレントマジョリティーの状況把握に努めていただきたいと考えます。

サイレント層の中でも、市政への関心も低く、参加の意向もない沈黙層を札幌市は3割と見込んでいるとのことでした。

昨年度は、成人の日行事の在り方の検討での実績を通じまして、意見把握や参加の効果検証を行ったとのことですが、沈黙層はそもそもこのような場に参加されない方々であります。そのため、その意見の把握や意識改革はかなりハードルが高いと思われますが、実績を重ねながら、ヒントを得ていくべきであるというふうに考えます。

そこで、次の質問でございますが、成人の日行事の在り方の検討において、参加者の意識の変化

がいかがであったか、また、その結果を踏まえて、沈黙層の掘り起こしに向けたアプローチについてどのように考えているのか、いかがか伺います。

●奥木市民自治推進室長 成人の日行事の在り方の検討における参加者の意識変化と、沈黙層へのアプローチについてお答えをいたします。

昨年度、無作為抽出による未来の成人式を考える市民会議を2回開催し、各41人の方にご参加いただいたところでございます。会議終了後のアンケートでは、ふだん市政に対して意見を言うことはありますかという質問に対し、参加者の約8割がほとんど言ったことがない、または全く言ったことがないとの回答でございました。

そして、今回の会議をきっかけに、今後、札幌市が抱える課題の解決について意見を言ってみたいですかという質問に対しましては、約6割の参加者が言ってみたいと回答しており、会議への参加を通じて、意識の変容が見られたところでございます。

このことから、沈黙層を含めたサイレントマジョリティー層の各層が参加方向へ移行していくよう促すためには、丁寧な意見収集や、参加の機会を増やすことを中長期的に継続していくことが重要と考えているところでございます。

●丸岡守幸委員 今お聞きしましたところ、参加を経験すれば、8割のそういった人たちが、6割意識が変わったということで、意識の変容が期待できるということは今、確認できました。今後、様々なきっかけづくりを行い、検証を続けていただきたいと存じます。

これまでもパブリックコメント等、数多くの市民参加の機会があり、それらの経験から、従来の手法を検証し、組み合わせて、今回の政策形成プロセスモデルをはじめとした提言に至ったというふうに考えますが、これをうまく機能させるためには、市民の参加意欲を高めていくことが大変重要であるというふうに考えます。

札幌市の未来に向けたまちづくりに向け、特に将来の市民参加を担う若い世代の意見をしっかりと聞いて、その意欲を高めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

●細川正人委員 一つだけちょっと確認なんですけども、今のサイレントマジョリティーへのアプローチモデルの中で、積極参加層と潜在参加層と、それから沈黙層の割合について話がございました。

多分アンケート調査の結果、そういった調査をした結果だということだと思うのですが、アンケート調査って回答しない人がいると思うんですね。それはどういうふうにして、この中に含まれているのですか。

●奥木市民自治推進室長 今のご質問につきまして、無回答の分は含めず、回答を得られた分についての割合でもって、現在は推定しているところでございます。

●細川正人委員 そうすると、要はアンケート調査っていろいろやるんですよ。ところが無回答というのは結構あるはずなんです。そうすると、それがまさに沈黙層なのではないのかなと、僕は思うわけですよ。

そういったものも含めて、さあ、じゃあ、どうしていくのかということをしっかり考えていかなければ、なかなか広がっていかないのではないかなという気がしますので、そういったことも十分考慮していただければと思います。

●あおいひろみ委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、質疑を終了いたします。

ここで理事者退席のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時6分

再 開 午後2時8分

●あおいひろみ委員長 委員会を再開いたします。

最後に、委員派遣についてを議題といたします。各位に配付しております財政市民委員会行政視察実施案をご覧ください。

本委員会に関係する本市の諸課題や取組について、道外他都市の事例を調査し、今後の委員会活動の参考とするため、本案を作成させていただきました。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本案のとおり、行政視察を実施することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長 異議なしと認め、行政視察を実施することといたします。

なお、行程等の詳細については、正副委員長にご一任いただきまして、適宜、委員の皆様にもお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時10分